

ハローワークだより

12月号

月報はさま

迫 公 共 職 業 安 定 所

登米市迫町佐沼字内町42-10

TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579

事業主のみなさまへ

《雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され
合理的配慮の提供が義務となります》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正

平成28年4月1日から施行

- ◎ 募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
- ◎ 合理的配慮（募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置）を過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。
- ◎ 相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

職業紹介関係取扱状況 [10月内容]

— 窓口の動き —

	8月	9月	10月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	385人	414人	433人	4.6	▲ 13.7
有効求職者数	1,590人	1,563人	1,583人	1.3	▲ 10.3
新規求人数	458人	483人	565人	17.0	13.7
月間有効求人数	1,599人	1,416人	1,380人	▲ 2.5	▲ 6.6
有効求人倍率	1.01倍	0.91倍	0.87倍	▲0.04	0.03 P
紹介件数	495件	594件	591件	▲ 0.5	▲ 15.0
就職件数	179件	203件	208件	2.5	▲ 16.1
基本手当受給者実人員	342人	318人	286人	▲ 10.1	▲ 19.9
基本手当支給額	37,025千円	38,442千円	35,692千円	▲ 7.2	▲ 15.3

新規求職者数は前月比で4.6%増加したが、前年同月比では13.7%減少した。有効求職者数は前月比で1.3%増加したが、前年同月比では10.3%減少した。

新規求人数は前月比で17.0%、前年同月比で13.7%増加した。月間有効求人数は前月比で2.5%、前年同月比では6.6%減少した。

有効求人倍率は0.87倍で、前月比で0.04ポイント減少したが、前年同月比で0.03ポイント増加した。また、宮城県は1.37倍、全国は1.24倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で10.1%、前年同月比で19.9%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

(求人倍率:求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)

